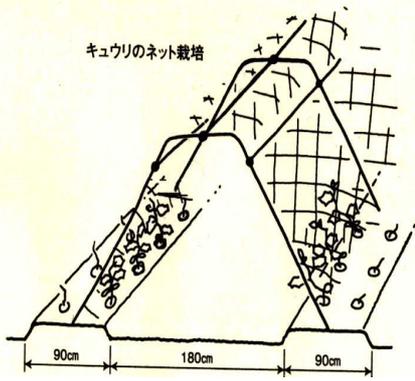
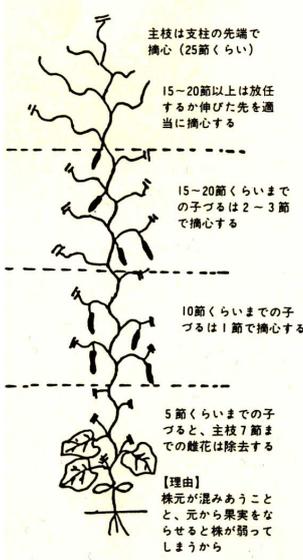
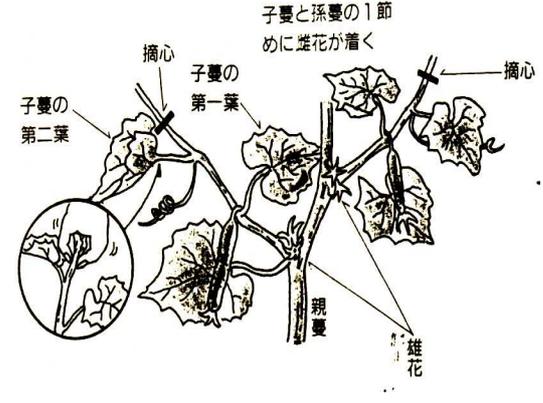


野菜の作業

気温の変化が激しい時期です。保温・換気に気を配りましょう！

種まき	定植 (植付け)	栽培のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・ホウレンソウ ・コマツナ ・チンゲンサイ ・ダイコン ・カブ ・ニンジン ・モロヘイヤ ・スイートコーン など <p>【ひとくちメモ】 直売所の人気者！ スイートコーン 施肥 (10㎡あたり) ・堆肥 30Kg ・苦土石灰 1Kg ・化成肥料 1Kg 栽植密度 ・畝幅 90cm ・株間 30cm ・1ヶ所3粒まき 注意事項 ・飼料用の品種とは 30m以上離す。 ・早生の品種は腋芽 を無理に掻かなくとも良い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トマト ・ナス ・ピーマン ・キュウリ ・カボチャ ・オクラ など 果菜類一般 ・モロヘイヤ ・ネギ ・サトイモ ・ナガイモ ・アスパラガス ・ハクサイ ・キャベツ 	<p>キュウリのネット栽培</p>  <p>キュウリの定植</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定植日の朝に充分に灌水をしておく ・定植苗の大きさは本葉 3.5~5枚が目安 ・定植後は仮支柱で、風による折れを防ぐ ・保温：穴あきトンネル等で保温を行う  <p>② 摘心</p> <p>15節以上の摘心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュウリは子蔓と孫蔓の1節目に雌花がつく ・子蔓の2葉目で摘心 ・20節以上は放任又は伸びた状況で摘心 ・主枝は支柱の先端に達したら摘心 
	<p>収 穫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスパラガス ・コマツナ ・シュンギク ・ウド ・タラノメ ・ニラ 等 	

きゅうり一口メモ



【原産地は？】

・インドのヒマラヤ山脈あたり。3000年ほど前から栽培され、日本には6世紀頃中国から渡来したと云われています。

【鮮度は「いぼ」で見分ける】

・キュウリ表面の突起は通常「いぼ」と呼ばれチクチクするほど新鮮です
・多少の曲がりや生育途中の栄養状況によるもので、鮮度や味・栄養には関係ありません。

【葵の紋に似たキュウリの切り口】

・キュウリの切り口が徳川家の葵の紋に似ていることから、武士たちは「おそれ多い」とキュウリを口にしなかったといわれています。
(グラフィック 100万人の野菜図鑑より)

安心安全 特集！！

5月になり農繁期を迎えます。
露地野菜の収穫も始まり忙しくなりますが、消費者との信頼関係を大切に今年も「安心・安全」な農作物の提供をしましょう！
(農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/top.htm)

食の安全・安心とは何か？

- ① BSE問題で日本の消費者の目が大きく変わりました。
食の安全とは科学的根拠に基づいて検証できること（トレーサビリティやHACCP的管理）です。
例えば農薬が残留していない、登録農薬を適正に用いて基準を遵守している、環境保全型農業に努めるといったことなどです。
- ② 食の安心とは客が安心して農産物や食品を買い、食事ができること（信頼関係、情報提供）です。
例えば農産物の販売体制（顔が見える）、栽培履歴の記帳、各種認証制度の活用などです。

特別栽培農産物について

農薬や化学肥料の使用状況に応じて用いられていた「無農薬・無化学肥料栽培」や「減化学肥料栽培」等曖昧な表現は⇒「特別栽培農産物」に統一することになっています。（新ガイドライン：2004、4/1施行）

【特別栽培農産物とは？】

- ・長野県が定める各地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に対して…
その双方が50%以下で栽培された農産物をいいます。

表示禁止事項

無農薬栽培
無化学肥料栽培

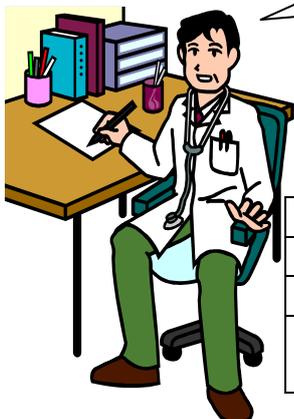
「無農薬」「無化学肥料」表示は、消費者が一切の残留農薬等を含まないとの間違ったイメージを抱きやすく、優良誤認を招くため表示禁止事項となりました。
「減農薬」「減化学肥料」表示は、削減の比較基準、割合及び対象（残留農薬なのか使用回数なのか）が不明確であり、消費者にとって曖昧で分かりにくい表示だったため表示禁止事項となりました。

長野県では…

特別栽培農産物のガイドライン表示を行うに際し「環境にやさしい農産物認証制度」を設けています。また人的な認定制度では「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき土づくりと化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業生産を計画した者を知事が認定する「エコファーマー」制度があります。

（認証・認定制度の詳細内容は、地方事務所農政課・農業改良普及センターへお問い合わせ下さい。）

健康食品と薬事法について



「薬事法」は医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質や有用性・安全性の確保を行うため必要な規制を行っています。その第68条にて「承認を受けていないものについて、その名称・製造法・効能・効果又は性能に関する広告をしてはならない」とありますので「健康食品」の広告には注意して下さい！

【健康食品について、以下（事例）の表示はできません】

	医薬品的な効能効果をしめすもの	具体的な（事例）
1	病気の予防、治療を示す表現	糖尿病に効く、血圧が下がる、便秘が治る
2	身体的機能の増進・増強を示す表現	疲労回復、血液を浄化する、免疫力を高める
3	医薬品の効果・効能の暗示 (消費者にあたかも薬と思わせる表現)	医師の談話や経験談

※) 「健康と美容のために！」との表現なら問題はありません。